委員会細則抜粋版

企画・広報委員会

- 第3条 この委員会は、本会の活動に関する企画、広報及び調査を行う。
- 第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 本会の広報に関すること。
 - (2) ホームページに関すること。
 - (3) 本会要覧の発行に関すること。
 - (4) 本会会員統計の発行に関すること。
 - (5) 重複雑誌交換事業に関すること。
 - (6) 前第1号から第5号の事業を実施するためのワーキンググループに関すること。
 - (7) その他、企画・広報に関すること。

附則

この細則は、2023年10月23日から施行する。

附則

この細則の施行に伴い、企画・広報委員会内規は廃止する。

機関誌「医学図書館」編集委員会

- 第3条 この委員会は、機関誌の編集及び発行に関する事務を行う。
- 第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1)「医学図書館誌編集の手引」に基づいた機関誌の編集及び発行に関すること。
 - (2) 中央事務局責任編集の「協会ニュース」の機関誌への掲載に関すること。
 - (3) ホームページ等による読者への広報と執筆者の開拓に関すること。
 - (4) その他、機関誌の編集及び発行に関すること。

附則

この細則は、2023年10月23日から施行する。

附即

この細則の施行に伴い、機関誌「医学図書館」編集委員会内規は廃止する。

出版委員会

- 第3条 この委員会は、機関誌を除く本会出版物の編集及び発行に関する事務を行う。
- 第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 出版物の企画・立案に関すること。
 - (2) 委員会外からの出版企画に関すること。
 - (3) 前2号に掲げる出版物の編集及び発行に関すること。
 - (4) 執筆者、製作請負業者等、関係者との連絡、調整に関すること。
 - (5) その他、出版に関すること。

附則

この細則は、2023年10月23日から施行する。

附即

この細則の施行に伴い、出版委員会内規は廃止する。

学術情報コンソーシアム委員会

第3条 この委員会は、安定的かつ効果的な学術情報の流通と収集を図るため、雑誌・電子ジャーナル等のコンソーシアム事業の推進を行う。

- 第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 学術情報コンソーシアムに関すること。
- (2) 雑誌及び電子ジャーナル等の学術情報流通に関すること。
- (3) 学術情報に係る関連諸団体・機関との連携に関すること。
- (4) その他、雑誌・電子リソースに関すること。

附則

この細則は、2023年10月23日から施行する。

附即

この細則の施行に伴い、学術情報コンソーシアム委員会内規は廃止する。

教育・研究委員会

- 第3条 この委員会は、医学図書館員の育成及び資質向上のため、必要な研究会、研修会、講演会の開催等、教育・研究に関する普及活動並びにその助成を行う。
- 第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 医学図書館員基礎研修会に関すること。
 - (2) 医学図書館研究会・継続教育コースに関すること。
 - (3) JMLA コア研修に関すること。
 - (4) JMLA 学術集会に関すること。
 - (5) JMLA-CE コースに関すること。
 - (6) 認定資格に係る教育・研究活動に関すること。
 - (7)教育・研究活動の助成に関すること。
 - (8)海外研修の助成に関すること。
 - (9) 前第3号及び第4号の事業を実施するためのワーキンググループに関すること。
 - (10) 本会が参画する他団体の研究会、研修会の開催及びシンポジウム参加等に関すること。
 - (11) その他、教育・研究活動に関すること。

附 則

この細則は、2023年10月23日から施行する。

附則

この細則の施行に伴い、教育・研究委員会内規は廃止する。

医療・健康情報委員会

- 第3条 この委員会は、あらゆる館種の図書館に対して、医療・健康情報サービスに必要な支援を行う。
- 第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 図書館における医療・健康情報サービス向上の支援に関すること。
 - (2) 図書館員向け研修会の企画及び実施に関すること。
 - (3) 研修担当者の育成及び教育に関すること。
 - (4) 医療・健康情報ワーキンググループに関すること。
 - (5) その他、医療・健康情報サービスに関すること。

附則

この細則は、2023年10月23日から施行する。

附則

この細則の施行に伴い、医療・健康情報委員会内規は廃止する。

認定資格運営委員会

- 第3条 この委員会は、ヘルスサイエンス情報専門員認定資格(以下「認定資格」という。)制度の運営及び維持・発展に関する活動を行う。
- 第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 認定資格の申請募集に関すること。
 - (2) 認定資格の審査に関すること。
 - (3) 認定資格の広報に関すること。
 - (4) 教育・研究に係る事業との連携に関すること。
 - (5) 認定資格事業の評価に関すること。
 - (6) その他、認定資格事業に関すること。

附則

この細則は、2023年10月23日から施行する。

附則

この細則の施行に伴い、認定資格運営委員会内規は廃止する。

受託事業委員会

- 第3条 この委員会は、本会の社会(学術)貢献、会員の資質向上、財政への寄与を図るため に、調査・研究等の受託事業を行う。
- 第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 診療ガイドライン作成支援に関すること。
 - (2) その他、他団体から受託した調査、研究、報告に関すること。
 - (3) 委託団体等との連携、交渉、調整に関すること。
 - (4) 受託事業担当者の育成、教育、研修に関すること。
 - (5) 前第1号から第4号の事業を実施するためのワーキンググループ又は調査・研究員に 関すること。
 - (6) ワーキンググループ又は調査・研究員に支払う作業費に関すること。
 - (7) その他、受託事業の推進に関すること。

附則

この細則は、2023年10月23日から施行する。

附 則

この細則の施行に伴い、受託事業委員会内規は廃止する。

協会賞・奨励賞選考委員会

- 第3条 この委員会は、協会賞及び奨励賞授賞候補者の理事会推薦を行う。
- 第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 授賞候補業績の選考に関すること。
 - (2) 授賞候補者の決定に関すること。
 - (3) 選考結果の理事会への報告に関すること。
 - (4) その他、両賞の選考に関すること。

附則

この細則は、2023年10月23日から施行する。

附則

この細則の施行に伴い、協会賞・奨励賞選考委員会内規は廃止する。

国際交流委員会

- 第3条 この委員会は、国際交流に関する企画、運営を行う。
- 第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 国外の関連機関、団体との交流、協力提携及び共同事業の推進に関すること。
 - (2) その他、国際交流に関すること。

附則

この細則は、2023年10月23日から施行する。

附則

この細則の施行に伴い、国際交流委員会内規は廃止する。

組織・制度委員会

第3条 この委員会は、本会の組織及び制度に関する事項について、答申を行う。

- 第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 定款、細則、規程等、諸規則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 理事会から付託される事項に関すること。
 - (3) その他、組織・制度に関すること。

附則

この細則は、2023年10月23日から施行する。

この細則の施行に伴い、組織・制度委員会内規は廃止する。

総会組織委員会

- 第3条 この委員会は、総会の企画・運営を行う。
- 第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1)総会の企画・運営に関すること。
 - (2)総会実行委員会に関すること。
 - (3)総会経費等に関すること。
 - (4)総会会場における展示会の企画に関すること。
 - (5) その他、総会に関すること。

附則

この細則は、2023年10月23日から施行する。

この細則の施行に伴い、総会組織委員会内規は廃止する。